

## 春日部市副市長定数条例の一部を改正する条例

春日部市副市長定数条例（平成19年条例第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、春日部市副市長の定数は、 <u>2</u> 人とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、春日部市副市長の定数は、 <u>1</u> 人とする。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。